

官報

号外 昭和四十年三月十一日

○第四十八回国会 衆議院会議録 第十六号

昭和四十年三月十一日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和四十年三月十一日

午後一時開議

第一 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十年三月十一日 衆議院会議録第十六号

日程第三 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二十一分開議

○副議長(田中伊三次君) これより会議を開きます。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。厚生大臣神田博君。

〔國務大臣神田博君登壇〕

○國務大臣(神田博君) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律によりまして、健康診断、医療の給付等を行ない、被爆者の健康回復、保持をはかつてきたところでありますが、被爆者が現在なお置かれて健康上の特別な状態にないが、来年度においては、健康診断の強化、医療の拡充、病床の増加、福祉施設の整備等、大幅な改善をはかる考えであり、この法律案はその一環として、医療手当の支給額の増額をはかりとするものであります。

すなわち、現行法では月額最高二千元とされているのでありますが、これを月額最高三千元に増額することとし、現在支給限度額が法律により定められているのを改め、これを弾力的に運用するために、支給額について政令で定めることとしたのであります。

以上をもってこの法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(田中伊三次君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。八木昇君。

〔八木昇君登壇〕

○八木昇君 私は、日本社会党を代表いたしまして、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問をいたすのであります。(拍手)

質問の第一点は、一昨年十二月の東京地裁判決、いわゆる古岡判決についてであります。

この判決理由は、その骨子を要約いたしますと、次の三点となるのであります。

すなわち、第一は、広島、長崎のごとき無防備都市に対するアメリカの原爆投下は、当時の国際法に違反する戦争行為であって、日本国は米國に對し賠償を請求する当然の権利がある。

第二は、しかしながら、日本国は、サンフランシスコ平和条約において、米國に対する一切の請求権を放棄しておる。したがって、問題は、原爆被爆者個人が、アメリカまたは日本の国内裁判所に救済を求めることができるかどうかということにかかってくるわけである。しかしながら、これはいすれもできない。なぜならば、原爆を投下したものはアメリカであって日本ではないから、日本の裁判所の問題とはならない。一方、アメリカにおいては、主権免責すなわち、国家はその公務員の犯した不法行為については賠償責任を負わない

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する八木昇君の質疑

原子爆弾被爆者の医

昭和四十年三月十一日 衆議院会議録第十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する八木昇君の質疑

第三に、したがって、被爆者の賠償請求問題は、裁判所ではいかんともなすがたいものであつて、これは国会及び内閣の問題である。国家はみずからの権限と責任において開始した戦争によつて国民の多くの人々に被害を与えたが、原爆被害はその最大なるものである。したがつて、現存する原爆医療法程度のものでは被害者に対する救済策にはならない。戦後十数年を経て、高度の経済成長を遂げたわが国において、国家財政上、原爆被害者の救済が不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは、この訴訟を見るにつけても、政治の貧困を嘆かざるを得ない。

以上が古閑判決の要旨でございます。政府の非を激しくなじつておるわけでありませぬ。(拍手) そこで、佐藤総理にお伺いをいたしますが、人間尊重を総理は政治のモットーとされるというのでございませぬが、この判決をどのように受けとめておられるかということでございます。この判決を全くそのとおりにお考えであるとすれば、それこそ、もつと本腰を据えて、政府は被爆者救済に取り組まなければなりません。もし別のお考えがあるとするならば、その考えをこの際明らかにせられたいのであります。(拍手)

質問の第二の点は、昨年の第四十六回国会における衆参両院の本会議の決議についてであります。この決議の題名は、御承知のように、「原爆被爆者援護強化に関する決議」となつておるのであります。その骨子は「昭和三十二年に原爆医療法の制定を見たが、これでは原爆被害者に対する施策としては、なお十分とは認めがたい。よつて、

政府は、すみやかにその援護措置を拡充強化し、もつて生活の安定を図るよう努めるべきである。右決議する。」となつておるのであります。すなわち、この決議は、衆参両院一致の意思として、政府に対し、被爆者に対する援護措置の強化を求めたものであります。

しかるに、今回のこの医療法の改正案の内容を見ますと、改正点はわずか一点でありまして、医療手当を月二千元から三千元に改めるというだけのものであります。ほかには何にもないのであります。仄聞するところによりますと、被爆者援護にはたいした金もかからないけれども、原爆被爆者援護を充実すれば、原爆以外の他の戦争犠牲者対策に影響するところが大きいからして、大蔵省方面がなかなか渋いといわれておる。そうだとするならば、これは全く主客転倒の考え方であると思つておられます。(拍手) 政府は農地補償や在外資産補償をやろうとしておるのであります。私は、他の戦争犠牲者は少々がまんしていただいても、原爆被害者対策こそは他に優先すべきであると考えておられます。(拍手) 原爆医療法をなぜ援護法にすることができないのであるか、その理由がわからない。その理由は一体何であるかについて、総理及び大蔵大臣よりお答えをいただきたいのであります。(拍手)

質問の第三点は、原爆者援護のための具体的な問題についてであります。まず、認定被爆者に対する医療手当を五千元に引き上げてもらいたい。わが党提案のごとく所得制限を行ないますならば、わずかに千数百名余りが対象となるのであつて、わずかの予算で済むのであります。

次に、被爆者一般に対し、労働能力の著しい減耗や原爆症への絶えざる不安、遺伝のおそれ、結婚難など、その置かれておる心身の特別の状態に對して、健康手当二千元を出してもらいたい。これも所得制限をすれば、対象者は五万二千名余りにすぎないのであります。予算はわずかでいいのであります。

次に、被爆者が死亡した場合、弔慰料として三万円を出してもらいたい。戦死者に対しては一時金二十万円と遺族年金が支給されております。しかも、本年は終戦二十周年記念だといふので、政府は特別弔慰金三万円を四十一万人に対して支給することとしておるのでございませぬが、原爆死亡者は何ら顧みられていないのであります。当初は、厚生省も何がしかの葬祭料を出すことを考えていたようでありませぬが、これが立ち消えになつたようでありませぬ。一体その理由は何であるか、ひとつ御説明をいただきたい。原爆死亡者が、わずか三万円の弔慰金の支給を受けたからといって、軍人軍属でもないのに優遇され過ぎると思つてこれを非難する国民がおるとは思われませぬ。これらの点について、厚生大臣から御答弁をいただきたいと思つておられます。

右の三点につきましては、これくらいのことば政府がやろうと思ひますれば、いとも簡単にできることだと思つておられますが、ひとつ考えを述べていただきたいと思つておられます。

質問の第四点は、原爆実態調査についてであります。大体、原爆が落とされてから二十年もたつたいまごろになつて、原爆実態調査費三千七百九十三万円が初めて予算化されたといふこと自体、まことにけしからぬ話でございませぬが、ともかく、これは一歩前進であると私も考えます。ところ

で、政府がこれからの調査を原爆問題のあと始末という感覚でやつてもらつては困るのであります。これからは、ほんとうの意味では原爆調査の始まりだといふ立場で、真剣に取り組んでもらいたいのであります。

実は、過般、被爆者を中心とする巡礼団がアメリカを訪れました際に、国連のウ・タント事務総長に會つて、原爆の実態調査を国連としてやつてもらいたいと申し入れたのでございませぬが、その際、総長は、「日本政府より申し入れがあれば、国連原子力委員会に持ち込みたい」と答えておるのであります。政府は、ほんとうに原爆調査に真剣なる熱意を持つておるとするならば、このような申し入れを国連にすべきであると思ひます。また、今次調査の結果は、当然国連舞台に持ち出すべきものであると思ひます。(拍手)

次に、GHQの指令によつて行なわれた昭和二十五年国勢調査に基づく原爆被爆者調査の原票がABCにあるはずでございませぬが、この際、政府は、当然の権利としてこれを取り寄せる要求をなすべきであると思ひます。この点につきましては、外務大臣より御答弁をいただきたい。なお、今回の調査に当たる調査委員会の構成、人選などについての厚生大臣のお考えをこの際承つておきたいのであります。最後の質問は、沖繩在住の被爆者対策についてであります。この件については、沖繩に厚生省から調査団を派遣すること、あるいは患者を内地に迎えて、旅費や治療費を日本政府が負担すること等についてほほ話し合ひがまとまり、近くアメリカの民政府との間に協定が結ばれると聞いておるのであります。

すが、これではお不十分でございます。沖縄の現地で療養する者についても、何らかの措置をすべきであります。結核や、らいについては、沖縄立法院が法制化し、日本政府がこれに医療援助をするという形がとられておるのであります。それから、原爆症患者についても、何らかのような方法がとり得るはずと考えるのであります。この点、担当大臣から答弁いただきたいのであります。

以上、要するに、政府の今日までの原爆対策は、もろもろのおもんばかりからであろうと思えますが、国の施政の片すみで、消極的に、申しわけに行なわれてきたといわざるを得ません。核拡散のおそれのお強い今日の世界情勢のもとで、私は、原水爆兵器の絶滅を急願する日本国民の強い意思を内外に示すという意味においても、特に原爆被爆者の援護措置は、至れり尽くせりの措置がなされてしかるべきだと考えるのであります。政府の勇断を最後に求めまして、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) いわゆる古閑判決についてでございますが、この原子爆弾投下の法律問題につきましては、いろいろの学者から各様の意見が述べられておることは、私も承知しております。しかし、問題は、これは判決でございますので、この機会に判決を批判することは適当でない、かように考えますので、私の考え方は差し控えていただきます。ただ、判決がどうであろうとも、この気の毒な被爆者に対する国の援護、これは万全を期さなければならぬと思っております。また、衆参両院におきましての決議の御趣旨もございまして、そういう意味におきまして

も、来年度はさらにその内容を充実していききたい、かように考えております。

次に、この調査の問題でございますが、これからが始まりだ、過去の実態調査で終わりというところとしては困るというお話がございました。もちろんそのとおりでありまして、社会科学あるいは医学の面等から、専門学者の協力を得まして、そうして健康面、また生活面から、総合的な実態調査を進めてまいり、かような考え方でございす。そうして今後の施策の充実をはかつて、万遺漏なきを期してまいりたい、かように考えます。

最後に、原爆による放射能の影響、これにつきまして、各方面の科学者の調査によりまして、そのつど国連の放射能影響科学委員会、こういうものには報告いたしております。したがって、ただいま御提案になりましたような、政府から正式に原爆実態調査を国連に頼んでどうか、こういうお話でございますが、ただいまのところ、この連絡で私どもは十分ではないか、かように考えますので、ただいま国連へその調査を依頼する、かような処置はとらないつもりでございます。(拍手)

〔内閣大臣田中角榮君登壇〕

○内閣大臣(田中角榮君) 私からお答えをいたします第一点は、現在の医療手当を生活保護的なものを含めたものにすべきではないかということでございます。

護的なものも加味してということでございますが、本件につきましては、生活保護法の制度がおりますので、当然これによるべきものと考えておるのであります。

第二点は、被爆者の総数が四千人の少数でありますから、もつと手当の額を引き上げて、財政的に困難ではないかということでございます。御承知のとおり、原爆医療手当につきましては、三十五年に創設したわけでございますが、三十五年は六百万円でございます。三十六年には一億四千万円、三十七年には一億六千万円、三十八年には一億六千万円、三十九年には二億円、四十年には二億二千万円、このように相当大幅な増額をいたしております。現在の段階ではこの程度だと思っておりますので、事情十分御了承の上、御納得賜りたいと思っております。(拍手)

〔内閣大臣神田博君登壇〕

○内閣大臣(神田博君) お答え申し上げます。衆参両院における原爆被爆者援護強化に関する決議に対する政府の考え方が十分でないというふうな御趣旨でございますが、衆参両院の決議もありませんので、その御趣旨に沿って、被爆者対策につきましては前向きな方向に進めております。

四十年における改善施策は、健康管理の強化、特別被爆者の範囲の拡大、医療手当の増額及び所得制限の緩和、福祉施設の整備拡充等をはかつております。

第二の、医療手当を五千円にすべきではないかということにつきましては、大蔵大臣から答弁がございましたので省きます。

当を支給すべきではないかということでございますが、原爆被爆者のみに対し金銭を支給することは、一般戦災者との均衡上困難でありますので、御了承願います。

次は、原爆被爆者が死亡した場合に弔慰金を支給すべきではないかということでございますが、これも、原爆被爆者死亡者に弔慰金を支給することは、一般戦災により多数の方々が死亡しておりますので、これとの均衡を考えますと適当ではないと考えております。

現在計画中の実態調査には、医師ばかりでなく社会学者等も加えて実施すべきではないかということでございますが、これは御趣旨のとおりでございますので、できるだけ広い範囲内の人を集めまして、権威ある委員会をつくらせてやっていきたい、かように考えております。

なお、沖縄に居住する被爆者の問題についてでございますが、現地に本土から医師を派遣して健康診断を行ない、発見された沖縄在住の被爆者を本土の病院で治療することについては、現在交渉中でありましては御承知のとおりでございます。近く実現の見込みでございます。なお、沖縄在住者に対して現行の法律をそのまま実施することには困難があるので、なお検討させていただきます。と思っております。

原爆症によって死亡した被爆者の遺族に葬祭料を支給する考えはないかということでございますが、現行法では、生存者である原爆被爆者の身体的社会的特殊性から、これに対して医療、健康管理の措置を行なうことを趣旨としておりまして、死亡者にそのようなことをすることは困難である、かように考えております。(拍手)

〔内閣大臣権名悦三郎君登壇〕

昭和四十年三月十一日 衆議院會議録第十六号

○國務大臣(推名悦三郎君) 私に対する御質問は、A B C Cに、去る二十五年にG H Qの指示によつて調査したときの原票があるはずだが、これを日本政府に提出させるべきではないかという御趣旨でございます。御指摘の点は十分検討いたしました。そのように取り扱ふようにしたいと思います。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 大蔵大臣から、答弁を追加したいとの申し出があります。これを許します。大蔵大臣田中角榮君。

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 第二問の医療手当の額は、その対象人員が四千人余でありますから、大幅に引き上げても、財政的にさしたる困難はない、こういうことで、大幅引き上げの御要求があったわけでございます。

本件に対する私の先ほどの答弁の中で、数字に間違いがございましたので、追加して御答弁を申し上げるとともに、この数字の訂正もお願いしたいと思ひます。

医療手当は、原爆被爆者の特殊性を考慮するものとして昭和三十五年度に創設せられたものでございますが、そのたてまは、原爆症患者の医療効果の促進をはかることを目的としておりまして、生活の保障を行なうものではないということでございます。その増額についてはおのずから制約があるわけでございます。

このような関係で、この金額は創設以来据え置かれてまいつたわけでございますが、四十年から、諸般の事情の変化をも十分考へ、その趣旨に従ひまして、現行定額に対し許される限りの再検討を行ないまして、一挙に五割の増額をいたしたものでございます。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

その金額は先ほど申し上げましたが、金額を訂正いたします。三十五年度は六百万円、三十六年度は一千四百四十万円、三十七年度も千四百万円、三十八年度は一千六百万円、三十九年度は二千万円、四十年度は二千二百三十九万九千円でございます。

政府としましては、以上のようなたてまのでも、できる限りの努力を払つたのでございまして、よく事情を御理解の上、御納得いただきたいと思ひます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて質疑を終了いたしました。

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(田中伊三次君) 次に、内閣提出、財政法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。大蔵大臣田中角榮君。

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 財政法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国の財政の効率的な運営をはかるため、財政法第六条に規定する公債または借入れ金の償還財源に決算上の剰余金を繰り入れる措置について特例を設けることとし、あわせて財政制度審議会の構成について所要の改正を行なうことを内容とするものであります。

以下、その改正の要点につきまして御説明申し上げます。

まず、財政法第六条の規定によりますと、前々年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一以上を公債または借入れ金の償還財源に繰り入れな

ければならないことになっておるのであります。が、本規定が設けられまし終戦直後と異なり、現在では、国債残高が相対的に大きく減少しておりますこと、及び決算上の剰余金の二分の一以上を常に国債償還費として固定化してしまふことは一般会計の財源配分上制約が大きいこと等の事情を考慮いたしまして、来年度予算におきましては、暫定的な特例措置として、国債償還財源への繰り入れ率を「二分の一を下らない率」から「五分の一を下らない率」に変更し、財政運営全般の効率化をはかることとしたのであります。また、国債整理基金の現況より見まして、この程度の変更であるならば、今後二年間程度は国債償還には支障がないと認められますので、本特例措置を二カ年度間に限り行なうこととした次第であります。

次に、財政制度審議会につきましては、国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議することになっておるのであります。今後、前に申し述べました剰余金の処理の問題を含め、財政会計制度全般にわたつて本格的な検討を進め、また、臨時行政調査会の答申に述べられてあります諸問題を専門的に調査審議するため、広く有識者の参加を得ることができまますよう、委員を増員するとともに、所要の規定の整備を行なうこととしておるのであります。

以上、財政法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(田中伊三次君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。

平岡忠次郎君。

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君 ただいま提案説明のありました財政法の一部改正法案は、暫定的な特例措置として、昭和三十八年度以降二カ年度に限つて歳入歳出の決算上の剰余金のうち、国債償還財源への繰り入れ率を二分の一を下らない率から五分の一を下らない率に変更して、あわせて財政制度審議会委員の増加をはかるべしというものであつて、政府はさりげなくこれを提案していますが、四十年の予算においては、歳入見積もりを目一ぱいに見込み、本格的公債発行の前夜に追い込まれている政府の放漫財政政策の断層面として、われわれはこれを重視せざるを得ません。

以下、日本社会党を代表して、私は、首相並びに関係閣僚に対し、財政法改正法案に関し、政府の財政施策につき質疑を行なふんとするものであります。(拍手)

質問の第一は、財源不足に追い込まれた政府のつたびほう策がこの改定案でなかつたのかどうかという点についてであります。

国債整理基金特別会計については、もともと前々年度剰余金の半分を機械的に国債償還費に充てることには批判がないわけではない。しかし、財政法でこれを規定したのは、第四条並びに第五条の公債発行の制限規定と関連し、均衡財政を堅持するための裏づけとしてであります。四千四百億円の国債残高をなおかかえておる今日の現状から見ても、かつは、今後内国債を絶対に出さないという決意があるのならともかくとして、四十一年度から公債発行に火がつきそうな形勢から見て、むしろ国債残高に依つての比率償還制などの活用も検討してしかるべきであるのに、目先の財

源抽出に一時のびほり策をとらんとするのは問題であるといわなければなりません。(拍手)

そもそも、四十年年度予算編成は、財源にこと欠くところから、一般会計に計上すべき支出を、財政融資計画のほうに回すというからくりで成り立っておるところに一大特色がございます。高度経済成長政策から安定成長への切りかえの時期に際して、四十年年度の税の自然増収は四千六百四十七億円と大減、結局、四十年年度の前年度比較歳入増加額は四千二百六十六億円にとどまった。一方、高度成長政策という列車の速度はいまだに情性が強く、財政支出のブレーキがよくきかかていないこと、この辺に予算編成上の無理が伏在するのであります。

大蔵省は、事情を次のように説明している。その説明によると、四十年年度の使途特定増経費、すなわち、地方交付税など法定経費で千二、三百億円、当然増経費、すなわち、社会保障、公務員人件費、食糧補てん費などで千八百億円、計約三千億円が黙っていても食われ、増加財源四千億円のうち、政策財源は一千億円にすぎない。しかも、道路など、一連の長期計画の年次割りに基づく計画増経費が八百億円をこえるものと見込まれますので、純粋の新規政策に回せる金はほとんどないということになる。

こうした情勢から、大蔵省としては、財源対策に非常手段をとらざるを得ない羽目に追いやられた。そして、やり玉に上げられたのが産業投資特別会計と国債整理基金特別会計への一般会計からの繰り入れ金であります。政府は、産投会計への繰り入れ金を百二十五億円に減らし、三十九年度に比べ四百四十七億円を浮かす手段に出た。また、ここに問題の国債整理基金は、財政法の規定

による二分の一の繰り入れから一挙に五分の一に落とし、すなわち、三百二十五億円たるべきものを百三十億円にまで削り、百九十五億円をひねり出して、兩者合わせて六百四十二億円の財源を一般会計において浮かし、これを政策財源に充てることにしたわけでありませう。

これによってこれを見れば、まさに財源抽出の手段の種に産投と減債基金が用いられたわけでありませう。予算編成についての政府の七転八倒の無理がインフレ財政の波頭となって財政法の岸べにまで押し寄せ、今回の改正提案となったわけでありませう。憂慮すべきは、手品まがいのことをせざるを得ざるほど政府の財源難が深刻になっている事実であり、一方に高度成長政策の情性を断ち切れず、政府の予算編成を全くゆがめてしまっている点であります。赤字公債はすでに戸口にたたずんでいる。そうして、まさに戸をたたかんとしている。私は、まさしく高度経済成長政策の破綻の一つのあらわれとこれを見るが、首相はどうお考えになっておるか、お伺いいたします。(拍手)

質問の第二は、財政法のなしくずしの改定を企図する政府の目的意識の改正かどうかという点であります。減債基金制度は、昭和二十一年の財政法改正にあたって、財政公開の原則、赤字公債禁止の原則等と並んで、最も基本的な原則として打ち立てられたものであり、軽々にそのつど主義で扱われるべきものではございません。政府は、赤字公債発行の展望に立って、つとに財政法のなしくずしの改正を企図しており、今回の改正はその第一着手であるとも伝えられているが、はたして政府はそのような意図であるのかどうか。財政憲法たる財政法について、その一部改正案が、しかくどろなわ

的に出された背景に、政府の赤字公債発行の企図があるのかどうか、この際大蔵大臣から明らかにせられたのであります。

次に、私は、予算編成上の無視し得ない他のゆがみについても、なお当然政府にただす権利があると存じます。

質問の一は、産投会計繰り入れの大削減についてであります。政府の今回とつた産投会計繰り入れの大削減は、ここ数年来強まっていた財投計画への一般会計の肩がわり傾向を決定的なものにした。一般会計は消費的経費を主体として、投資的経費は民間資金の活用により財政融資計画に移すという考え方が明確に打ち出されてきたのであります。一般会計からの繰り入れ減少に見合う分は、公募債、借入金金の増額、あるいは繰上債、生保資金の活用等となって、間接的に、また直接的に民間資金にはね返るわけでありませう。今後、投資的経費は民間資金の吸い上げに転化される傾向に進むと私もは解釈しているが、大蔵大臣は、これを憂慮に値するとお考えにならないのかどうか、御見解をお示し願いたいのであります。

質問の二は、利子補給導入の拡大的傾向についてであります。無利子の産投出資資金の削減による政府関係金融機関の資金コスト上昇をカバーするため、利子補給が広範に導入されたことは重要なことであります。利子補給は、これまで計画造船と中小企業近代化資金等について行なわれていたが、これはあくまで例外とされていたものであります。しかし、四十年年度では、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本住宅公団に対して利子補給が拡大されました。すなわち、右の三機関に対する産業投資

特別会計からの出資額を前年度比較三百八十九億円も減額したため、四十年年度の三機関コスト高借入金は、資金運用部資金、簡保資金及び公募債を通じて計六百八十三億円にもなるので、資金コストを下げるためのものとして、三機関に対して十億円強の利子補給が計上されているわけでありませう。

一般会計の側に立てば、わずか十億円の利子補給で三百八十九億円もの原資が浮くのであるから、利子補給の道は、この一例をもってしても財政膨張への安易な道であることは明白であり、大蔵省は、従来財政の邪道として利子補給の拡大に強く反対していたが、背に腹はかえられず、ついに踏み切ってしまった。

右のごとく、利子補給という安易な道は、ややもすると財政の膨張を来たすおそれがあり、それ自体が不健全であること、また、利子補給は、支出額に比べ、総じて六、七十倍の資金を動員できするため、早くから最後の切り札とされながら、非常に警戒されていたこと、この制度を一たん採用すれば、雪だるま式にふえる性質のものであること、さらに、利子補給が資金運用部資金などを対象にしている間はまだ問題は少ないが、民間資金に多額を期待して財政資金が利子補給をすることになると、民間金融が財政に從属するという形にもなりかねないことになりませう。四十年年度予算編成において、かくのごとき危険な道に踏み込んだ政府の企図は糾弾されなければなりません。大蔵大臣から見解をお述べになっていただきたい。

質問の三は、政府提案の予算案の審議期間中に、野党の意見をその予算案に盛り込み得る余地を規定上設ける必要があると思ふが、政府の所見はどうか。

現状、日本社会党は、千二百万人から政策支持を受けている。民主社会党、日本共産党もまたかなりの支持層がある。しかるに、予算案の審議中に野党側が百万べんの大議論を展開しても、そして、その中で傾聴すべき意見がよしあつても、当年度予算の上に何ら考慮され得ないことは、不合理であります。たとえば、農業用ガソリン問題、医療費問題等は、現状では、その年の予算には生かされがたくなり、不得要領のまま翌年の議論にまた持ち越されてしまつて、ついに終局がない。

そこで、当年度の予備費を概念上これを二つに分ける。予備費の全額をかりに一千万円とし、うち五百億円を野党意見を裏づけるための予算予備費とし、他の五百億円を通常の行政予備費とする。論議の結果、四百五十億円について野党の意見に政府が合意して、これが予算に盛り込まれることになつたら、予算予備費は発展的に解消する。残額五十億円は行政予備費につけ加えられて、いわゆる予備費は、最終的に五百五十億円と決定される。かくすれば、国民の声を反映する野党意見が、翌年度を待たず、当年度予算にインスタントに生かされるのであるけれども、このような主張は、政府においてこれを認め、検討すべきだと思ふが、将来、財政法の根本的改定にあつて考慮の用意ありやいなや、多数党の党首でもある総理大臣より御答弁をお願いしたのであります。

なお、これと関連して、同じ理由から、シャドーキャピネット用予算は、英国同様に野党のために考慮されてしかるべしと思ふが、これまた首相より御答弁をいただきたいのであります。

総じて、昭和四十年年度予算は、ひずみ是正予算と銘打ちながら、その内実は、矛盾拡大の膨張予

算であります。すなわち、その規模は、一般会計と財政投融資額の合計で五兆二千七百八十億円であり、これと対照される三十九年度の金額は四兆五千九百五十六億円であるから、四十年年度の政府の財政規模は、三十九年度に比べ一四・八％の増加となつており、政府の経済成長率、名目一％、実質七・五％を大きく上回る膨張予算であります。のみならず、公債債、借入金増加率は二八・八％の高率となり、さらに、利子補給の新設等で、總体的に借金財政となつていくことが特徴であります。(拍手)

減債基金の繰り入れ率変更に関する財政法改正案は、まさに政府の経済政策、財政金融政策の破綻を示す数多くの赤信号の一つであり、やがて赤字公債発行にまで進展する危険をはらむものと把握すべきであります。

私は、高度成長政策の破綻がいかに深刻に財政危機に及んでいるかをここに国民の前に明らかにし、政府にその施策の反省を促しつつ、私の質問を終わることにいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君)〕 財政法の改正を提案いたしましたして御審議を願つておるのでありますが、その提案の趣旨説明にもありましたように、今回のこれは、国債が、二十二年当時とは事が変わつておるし、また、予算の編成上から見ましてもいわゆる健全性を阻害しない、かような立場に立つて今回の御審議をお願いいたしておるのであります。

また、これを、高度経済成長の破綻ではないか、かように仰せられるのでありますが、その御意見は御意見として伺いますが、あの提案の趣旨の説明のとおりでございますので、これは当た

ない、かように私は考えます。また、政府は、予算を提出いたしましたして御審議を願つております。現段階におきまして最も妥当な予算を作成いたしましたして、そうして御審議を願つたのであります。この予備費もまたさような意味でこれを計上いたしましたのであります。お説のような予算予備費というものを考えるというわけにはまいりません。予算提案の政府の権利、予算提出権との関連におきまして、このことは守つていかなければならないと思ひます。

しからは、与党あるいは野党の方々の耳をかすべし御意見、これが修正権、いわゆる予算の修正は可能なのかどうなのか、かような立場に立つて考へてみますと、現行の制度の上におきまして予算の修正権はある、かように私も考へております。もちろん、今日まで、与党はこの点で野党と意見を異にいたしますので、多数の原理によつて予算の成立をしておりますが、いわゆる理論的に、制度として修正権を否認しておるものではない、かようにお考へをいただきたいと思ひます。

また、シャドーキャピネットという例を引き合いに出されまして、英国流の予算をつくれ、かように仰せられますが、英国のシャドーキャピネットにいたしましたも、シャドーキャピネット用予算制度がある、かように私は私何つておりません。この点は勉強不足かも知れませんが、お答えしておきます。(拍手)

〔内閣総理大臣(田中角榮君)〕 今般御審議をいただく財政法の改正点は二点でありまして、その中で問題にせられておるものは、前段の第一点でございます。それは、剰余金の二分の一を国債整理基金

に繰り入れなければならないというのを、二カ年間に限つて五分の一にする、かういふことだけでございませう。一体、二分の一ということと、五分の一ということに際して、財源が全然なくなつたから赤字公債でも発行しようという前段の体制として五分の一にしたのだ、かういふこととございませうが、率直に申し上げまして、いまも総理が申されましたが、無制限に国債整理基金に繰り入れを必要とするわけではございませぬ。国債の残高が多くなる場合に、この国債償還に必要な財源を繰り入れるという財源確保のためと、もう一つは、財源が一般会計の財源として余つた場合、これをたな上げをするという立場でこの制度がつくられたことは御承知のとおりでございます。ところが、この制度をつくりました昭和二十二年当時

は、一般会計の規模と借入れ金を含む国債の割合は一体どの程度だといひますと、一・四六％でございました。それが三十八年には〇・二一％になつておるのであります。しかも、国債の現在高に對するその年度の繰り入れ額といふものの割合を見ますと、昭和の初年、昭和二年は二・九五％でございました。ところが、昭和四十年年度に現行の繰り入れ率二分の一を使ひますと、八・三九といふことになるのであります。それを五分の一に少なくしましたも三・三六、かういふことで、先進諸国に比べましても、国債残高の非常に少ない日本としては、このような制度をそのまま使うことは、これは健全ではなく超健全といふこととございませぬ。現在どうかといひますと、皆さん御指摘になるとおり、いろいろな歳出の要求もあるわけでありまして、財源の効率的運用という面から見ましても、二年間五分の一にしていただく、かういふことで、ひとつ十分御理解をいただきたいと

は、一般会計の規模と借入れ金を含む国債の割合は一体どの程度だといひますと、一・四六％でございました。それが三十八年には〇・二一％になつておるのであります。しかも、国債の現在高に對するその年度の繰り入れ額といふものの割合を見ますと、昭和の初年、昭和二年は二・九五％でございました。ところが、昭和四十年年度に現行の繰り入れ率二分の一を使ひますと、八・三九といふことになるのであります。それを五分の一に少なくしましたも三・三六、かういふことで、先進諸国に比べましても、国債残高の非常に少ない日本としては、このような制度をそのまま使うことは、これは健全ではなく超健全といふこととございませぬ。現在どうかといひますと、皆さん御指摘になるとおり、いろいろな歳出の要求もあるわけでありまして、財源の効率的運用という面から見ましても、二年間五分の一にしていただく、かういふことで、ひとつ十分御理解をいただきたいと

は、一般会計の規模と借入れ金を含む国債の割合は一体どの程度だといひますと、一・四六％でございました。それが三十八年には〇・二一％になつておるのであります。しかも、国債の現在高に對するその年度の繰り入れ額といふものの割合を見ますと、昭和の初年、昭和二年は二・九五％でございました。ところが、昭和四十年年度に現行の繰り入れ率二分の一を使ひますと、八・三九といふことになるのであります。それを五分の一に少なくしましたも三・三六、かういふことで、先進諸国に比べましても、国債残高の非常に少ない日本としては、このような制度をそのまま使うことは、これは健全ではなく超健全といふこととございませぬ。現在どうかといひますと、皆さん御指摘になるとおり、いろいろな歳出の要求もあるわけでありまして、財源の効率的運用という面から見ましても、二年間五分の一にしていただく、かういふことで、ひとつ十分御理解をいただきたいと

は、一般会計の規模と借入れ金を含む国債の割合は一体どの程度だといひますと、一・四六％でございました。それが三十八年には〇・二一％になつておるのであります。しかも、国債の現在高に對するその年度の繰り入れ額といふものの割合を見ますと、昭和の初年、昭和二年は二・九五％でございました。ところが、昭和四十年年度に現行の繰り入れ率二分の一を使ひますと、八・三九といふことになるのであります。それを五分の一に少なくしましたも三・三六、かういふことで、先進諸国に比べましても、国債残高の非常に少ない日本としては、このような制度をそのまま使うことは、これは健全ではなく超健全といふこととございませぬ。現在どうかといひますと、皆さん御指摘になるとおり、いろいろな歳出の要求もあるわけでありまして、財源の効率的運用という面から見ましても、二年間五分の一にしていただく、かういふことで、ひとつ十分御理解をいただきたいと

は、一般会計の規模と借入れ金を含む国債の割合は一体どの程度だといひますと、一・四六％でございました。それが三十八年には〇・二一％になつておるのであります。しかも、国債の現在高に對するその年度の繰り入れ額といふものの割合を見ますと、昭和の初年、昭和二年は二・九五％でございました。ところが、昭和四十年年度に現行の繰り入れ率二分の一を使ひますと、八・三九といふことになるのであります。それを五分の一に少なくしましたも三・三六、かういふことで、先進諸国に比べましても、国債残高の非常に少ない日本としては、このような制度をそのまま使うことは、これは健全ではなく超健全といふこととございませぬ。現在どうかといひますと、皆さん御指摘になるとおり、いろいろな歳出の要求もあるわけでありまして、財源の効率的運用という面から見ましても、二年間五分の一にしていただく、かういふことで、ひとつ十分御理解をいただきたいと

昭和四十年三月十一日 衆議院會議録第十六号

漁港法の一部を改正する法律案外一案

二五八

森林開発公団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年二月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

森林開発公団法の一部を改正する法律

森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 前号に掲げるもののほか、農林大臣の定める基本計画に基づき、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない地域のうち政令で定める区域内において、当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること。

第十八条第一項第二号中「前号」を「前一号」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「第一号」の下に「又は第一号の二」を加え、同条第二項中「同項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加え、同条第三項中「関係県知事」

を「関係都道府県知事」に改める。

第二十五条第一項中「第十八条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第二十七条(見出しを含む)中「県」を「都道府県」に改め、「第十八条第一項第一号」の下に「又は第一号の二」を加える。

第三十六条中「第一号及び第二号」を「第一号から第二号まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。第二十四条第二項中「農地開発機械公団」の下に「森林開発公団」を加える。

3 前項の規定による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定は、この法律の施行前においてされた森林開発公団と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が同項の寄附金等を支出する場合については、適用しない。

理由

地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない特定の地域内の森林を急速かつ計画的に開発するため、森林開発公団が新たにこれらの特定の地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設等の事業を行なうことができることとし、あわせて同公団の監事の権限に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(田中伊三次君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事本名武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔本名武君登壇〕

○本名武君 たいま議題となりました二法案に対する農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、内閣提出、漁港法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、漁港法は、昭和二十五年に制定され、自來、水産業の生産、流通の基盤である漁港を全国にわたって計画的に整備して、わが国水産業の発展に寄与しているものであります。

今回の改正点は、漁港のうち、主として沿岸漁業の根拠地である、比較的小規模な第一種漁港または第二種漁港の整備を促進するとともに、沿岸漁業の構造改善に資するため、これらの漁港の修築事業に対する国の補助割合を、昭和四十年年度から当分の間、従来の百分の四十から百分の五十に引き上げようとするものであります。

本案は、内閣から去る二月十日提出、付託され、同月十六日提案理由の説明を聴取し、三月二日及び三月九日質疑を行ない、同日、質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、森林開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

樞要部分であり、かつ、林業以外の産業振興の見地からも、必要相当と認められる林道の開設を森林開発公団に行なわせることとして提案されたものでありまして、そのおもな内容は、同公団の事業範囲の拡大、監事権限に関する規定の整備、及び事業範囲の拡大に伴う地方公共団体の同公団への寄付金の禁止等であります。

本案は、内閣から去る二月十日提出され、農林委員会におきましては、同月十六日提案理由の説明を聴取し、同月十八日以降数回にわたり質疑を行ない、その間、参考人から意見の聴取を行なうなど、慎重審査の末、三月十日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は林道網の整備拡充に関する法制上、財政上必要な措置を講ずること等を内容とする附帯決議が付されましたことを申し添えて、以上、報告を終わります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 物品税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第四 相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(田中伊三次君) 日程第三、物品税法の一部を改正する法律案、日程第四、相続税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

物品税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。
昭和四十年二月十一日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十二号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 施行日から昭和四十年三月三十一日まで

その価格の百分の十五

- 二 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで その価格の百分の十六
- 三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで その価格の百分の十八

附則第三条に次の二項を加える。

5 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法別表第二種第十五号に掲げる物品のうち、三原色感光剤を含有し、当該三原色に対応する発色現象を行なうことができる乳剤を単一の支持体に塗布して製造する天然色写真用のフィルム、乾板及び感光紙で、撮影又は焼付けをしてないものに課されるべき物品税の税率は、新法第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

その価格の百分の十

- 二 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで その価格の百分の十三
- 三 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで その価格の百分の十六

6 前項の規定は、同項各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品について準用する。

- 一 新法別表第二種第十八号に掲げる物品のうち、直径が七センチメートル以下のもの
- 二 新法別表第二種第二十号に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機(カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいう。)

附則第五条第一項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「以下この条において同じ。」の下に「又は租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十八条の第三項」を、「当

該承認に係る新法第十七条第三項の下に「又は租税特別措置法第八十八条の第二第三項」を加え、「下欄」を「第三欄」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
附則第一条第一号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日まで	昭和四十一年十月一日	百分の三十
附則第一条第二号に掲げる物品	昭和三十七年十月一日から昭和四十一年九月三十日まで	昭和四十一年十月一日	百分の二十
附則第三条第一項に規定する物品	施行日から昭和四十一年三月三十一日まで	昭和四十一年四月一日	百分の二十
附則第三条第三項に規定する物品	昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日まで	昭和三十九年十月一日	百分の二十
附則第三条第四項に規定する物品	施行日から昭和四十年三月三十一日まで	昭和四十年四月一日	百分の十六
附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	昭和四十一年四月一日	百分の十八
	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	昭和四十二年四月一日	百分の二十
	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	昭和四十三年四月一日	百分の十三
	昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	昭和四十四年四月一日	百分の十六
	昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	昭和四十五年四月一日	百分の十八
	昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで	昭和四十六年四月一日	百分の二十
	昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	昭和四十七年四月一日	百分の十三
	昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	昭和四十八年四月一日	百分の十六
	昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	昭和四十九年四月一日	百分の十八
	昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	昭和五十年四月一日	百分の二十
	昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	昭和五十一年四月一日	百分の十三
	昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	昭和五十二年四月一日	百分の十六
	昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	昭和五十三年四月一日	百分の十八
	昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	昭和五十四年四月一日	百分の二十
	昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	昭和五十五年四月一日	百分の十三
	昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	昭和五十六年四月一日	百分の十六
	昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	昭和五十七年四月一日	百分の十八
	昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	昭和五十八年四月一日	百分の二十
	昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	昭和五十九年四月一日	百分の十三
	昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	昭和六十年四月一日	百分の十六
	昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和六十一年四月一日	百分の十八
	昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	昭和六十二年四月一日	百分の二十
	昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	昭和六十三年四月一日	百分の十三
	昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十一日まで	昭和六十四年四月一日	百分の十六
	昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで	昭和六十五年四月一日	百分の十八
	昭和六十五年四月一日から昭和六十六年三月三十一日まで	昭和六十六年四月一日	百分の二十
	昭和六十六年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで	昭和六十七年四月一日	百分の十三
	昭和六十七年四月一日から昭和六十八年三月三十一日まで	昭和六十八年四月一日	百分の十六
	昭和六十八年四月一日から昭和六十九年三月三十一日まで	昭和六十九年四月一日	百分の十八
	昭和六十九年四月一日から昭和七十年三月三十一日まで	昭和七十年四月一日	百分の二十
	昭和七十年四月一日から昭和七十一年三月三十一日まで	昭和七十一年四月一日	百分の十三
	昭和七十一年四月一日から昭和七十二年三月三十一日まで	昭和七十二年四月一日	百分の十六
	昭和七十二年四月一日から昭和七十三年三月三十一日まで	昭和七十三年四月一日	百分の十八
	昭和七十三年四月一日から昭和七十四年三月三十一日まで	昭和七十四年四月一日	百分の二十
	昭和七十四年四月一日から昭和七十五年三月三十一日まで	昭和七十五年四月一日	百分の十三
	昭和七十五年四月一日から昭和七十六年三月三十一日まで	昭和七十六年四月一日	百分の十六
	昭和七十六年四月一日から昭和七十七年三月三十一日まで	昭和七十七年四月一日	百分の十八
	昭和七十七年四月一日から昭和七十八年三月三十一日まで	昭和七十八年四月一日	百分の二十
	昭和七十八年四月一日から昭和七十九年三月三十一日まで	昭和七十九年四月一日	百分の十三
	昭和七十九年四月一日から昭和八十年三月三十一日まで	昭和八十年四月一日	百分の十六
	昭和八十年四月一日から昭和八十年三月三十一日まで	昭和八十年四月一日	百分の十八
	昭和八十年四月一日から昭和八十年三月三十一日まで	昭和八十年四月一日	百分の二十

附則第五条第二項中「前項の表の上欄」を「前項の表の第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に、「同表の下欄」を「同表の第三欄」に、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同項の表の第四欄に掲げる」に改める。

附則第六条中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、「購入された課税物品」の下に「若しくは当該期間内に租税特別措置法第八十八条の第二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品」を加え、「同表の下欄」を「同表の第三欄」に、「同条第三項本文」を「新法第二十条第三項本文」に改め、「第五項本文」の下に「これらの規定を租税特別措置法第八十八条の第二第五項において準用する場合を含む。」を加え、「新法第十四条に規定する」を「それぞれ同表の第四欄に掲げる」に改める。

附則第三条第四項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	五個
附則第三条第四項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第四項第三号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	二百万円
附則第三条第四項第四号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	十個

附則第三条第四項に規定する物品	昭和四十年四月一日	二十個
昭和四十一年四月一日	二十個	
昭和四十二年四月一日	二十個	
附則第三条第五項に規定する物品	昭和四十年四月一日	六百万円
昭和四十一年四月一日	六百万円	
昭和四十二年四月一日	六百万円	
附則第三条第六項第一号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	六百万円
昭和四十一年四月一日	六百万円	
昭和四十二年四月一日	六百万円	
附則第三条第六項第二号に掲げる物品	昭和四十年四月一日	三十個
昭和四十一年四月一日	三十個	
昭和四十二年四月一日	三十個	

改め、同条第二項第二号中、「附則第三条」を「及び附則第三条」に改め、「及び同条第四項第二号から第四号までに掲げる物品」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 附則第三条第四項に規定する物品で前項の規定により次に掲げる日にその製造に係る製造場から移出したものとみなされるもの、それぞれ次に掲げる税率

イ 昭和四十年四月一日、その価格の百分の一

ロ 昭和四十一年四月一日、その価格の百分の二

ハ 昭和四十二年四月一日、その価格の百分の二

附則第十二条第二項に次の一号を加える。

四 附則第三条第五項に規定する物品及び同条第六項各号に掲げる物品で、前項の規定により次に掲げる日にその製造に係る製造場から移出したものとみなされるもの、それぞれ次に掲げる税率

イ 昭和四十年四月一日、その価格の百分の一

三 昭和四十一年四月一日、その価格の百分の三

ハ 昭和四十二年四月一日、その価格の百分の四

附則第十二条に次の一項を加える。

5 第一項の表の上欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者(同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。)が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、新法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還

に

付する。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

理由

昭和三十七年度以降暫定軽減税率の適用を受けている小型乗用自動車ほか三品目の生産及び取引の实情にかえりみ、その税率を段階的に引き上げするための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相統税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十年二月十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

相統税法の一部を改正する法律

相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「生命保険契約の保険金」の下に「又は損害保険契約の保険金(偶然な事故に起因する死亡に伴い支払われるものに限る。)」を加え、同項第五号中「定期金受取人の生存中」を「定期金受取人に対しその生存中又は一定期間にわたり」、「継続して定期金」を「定期金又は一時金」、「定期金受取人となつた場合」を「定期金受取人又は一時金受取人となつた場合」に改め、「当該定期金受取人」の下に「又は一時金受取人」を加える。

第六条第三項中「定期金受取人」の下に「又は一時金受取人」を加える。

第十二条第一項第四号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十四条第一項に次の一号を加える。

四 第三条第一項第五号に規定する一時金については、その給付金額

2 前項の保険料の合計金額及び保険金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項中「二月末日」を「三月十五日」に改める。

第五十九条第一項中「生命保険金」の下に「若しくは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの(以下本項において「保険金」という。)」を加え、同項第一号中「生命保険会社」を「保険会社」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 改正後の相統税法(以下「新法」という。)第三条、第六条、第十二条及び第二十四条の規定は、昭和四十年四月一日以後に相統若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得した財産に係る相統若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相統若しくは贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第二十八条の規定は、昭和四十年分以後の贈与税について適用し、昭和三十九年分以前の贈与税については、なお従前の例による。

4 新法第五十九条第一項第一号の規定は、昭和四十年五月一日以後に支払う同号に規定する保険金について適用し、同日前に支払つた当該保険金については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を引き上げるとともに、贈与税の申告書の提出期限を所得税の確定申告書の提出期限まで延長する等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(田中伊三次君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員理事金子平一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔金子平一君登壇〕

○金子平一君 たいだいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

物品税の課税物品のうち、小型乗用自動車、カメラフィルム、小型レコード及びカラーテレビジョン受像機の四品目につきましては、昭和三十七年度における物品税法改正の際、国際競争力の培養の見地から、本年三月三十一日までの三年間に限り、暫定的に軽減税率を適用することとされたものであります。この法律案は、その適用期限の到来に際し、直ちに二〇〇%の基本税率を適用することにいたしますと、税負担の急激な変化を来たし、国際競争力の点からしても適当ではないと考えられますので、これを緩和するため、税率を漸次段階的に引き上げつつ二年後に基本税率に戻すよう措置しようとするものであります。

すなわち、このような見地から、小型乗用自動車につきましては、四十年一六%、四十一年度一八%、その他の三物品につきましては四十年一三%、四十一年度一六%の軽減税率による経過措置を講ずることとしております。

本案につきましては、審議の後、昨三月十日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して堀昌雄君より反対の旨の意見が述べられました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決となりました。次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今次の税制改正の一環として、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を引き上げるとともに、贈与税の申告書の提出期限を所得税の確定申告書の提出期限まで延長する等、所要の規定の整備をはかろうとするものであります。

すなわち、第一に、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を現行の五十万円から百万円に引き上げるとともに、損害保険契約に基づく死亡保険金を生命保険金に準じて取り扱うこととしております。

第二に、贈与税の申告書の提出期限は、現行二月末日となっておりますが、納税者の便宜等を考慮して、これを所得税の確定申告書の提出期限である三月十五日まで延長することとしております。

以上がこの法案の内容であります。本案は、審議の後、昨三月十日、質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 両案中、日程第三につき討論の通告があります。これを許します。藤田高敏君。

〔藤田高敏君登壇〕

○藤田高敏君 私、日本社会党を代表して、ただいま大蔵常任委員理事から報告のありました物品税法の一部を改正する法律案外一案

物品税法の一部を改正する法律案について、反対討論を行なうものであります。(拍手)

まず、その反対理由の第一は、今国会に提案をされている所得税法、法人税法及び租税特別措置法等々一連の税制改正の方向と内容は、資本家や大資産家擁護、優遇の税制改正であり、このことは、勤労大衆にとっては、逆に苛斂誅求の、物価騰貴にさえ追いつけない税制改正であります。(拍手)このことは、大資本あって大衆無視の態度でありまして、物品税を減税しようとしないう政府の怠慢を強く責めなければならぬからであります。(拍手)

ちなみに、その内容の二、三を指摘するならば、まず第一に、所得税を減税のあり方に問題点を見出すことができるのであります。すなわち、その所得税は、納税人員において、ここ二年来、毎年二百万人程度も増加し、しかも、その総所得税収中に占める年間所得百万円以下の階層は、九二%にも及んでいるのであります。そして特に問題点となるのは、標準世帯五人家族における課税最低額五十四万四千二百五十九円は、大蔵省のマーケットバスケット方式による資料によりますと、そのエンゲル係数は四六・五六%であり、これは一日の食費わずか百六十七円、一食五十円のラーメン一ぱいの生活費にしか匹敵しない貧弱なものであります。これでは、かわい子供にさえ毎日牛乳一本、なま卵の一個さえ食べさせざるにできない食費構成になっておるのであります。まさに最低生活費を侵害している驚くべき勤

勞所得税といわなければなりません。(拍手)

また、その第二の問題として、租税特別措置法による利子分離課税をあげることができると、サ

ラリーマンの課税所得が百万円の場合は、その所得税は約二十万円であるにもかかわらず、利子分離課税の場合はその半分で済むのであります。これがさらに一億円の預金者で年利息五分五厘で五

百五十万の利子所得者を例にとりますと、分離課税によりわずか五十五万しか所得税がかかりませんが、サラリーマンの場合には総合累進課税となり、約二百万の所得税を納めなければなりません。何と矛盾に満ちた税制でありませうか。(拍手)まさに驚くべき高額所得者擁護の税制改正といわなければなりません。

いま一つ、今次税制改正の最大の改悪点といわれている配当分離課税について、これまた身近な例をあげてみますと、勤勞所得者は汗水流して働いた標準世帯五人に対し、五十四万程度の収入に税金をかけられているにもかかわらず、片や、寝

ていても配当所得だけで生活をする者にとつては、百八十一万九千三百四十円までは無税となっております。そればかりでなく、選択制度の新設によって、ごく部分的条件を除けば、何億何千万の配当所得があるとしても、一五%かっりの源泉徴収だけで、総合累進課税からははずされる仕組みになっており、日本税制始まって以来の改悪といわれるゆえんも、ここにあるのであります。(拍手)

また、税制調査会の答申を逆にねじ曲げた点においても、戦後最悪の税制改正といわなければなりません。

かかる全体的な税制改正の中にあつて、いま討論されている物品税四品目を除く、たばこ、砂糖、電気ガス税等、国民生活に直結している間接税はどうか。これら間

接税は、直接税に比べて国民の抵抗は少なく、か

つ負担感の鈍い、そして取りやすいという性格を持つ間接税の弱みを巧みに利用して、今次改正では間接税に関する限りは全く触れていないのであります。したがって、私が反対をする第二の具体的理由は、百万長者であらうと、生活保護世帯であらうと、所得税のかからない低所得者であらうとも、同率同額の税金のかかる逆進性の強い間接税に対しては、ここ三、四年來の物価高騰に見合うものさえ全く黙殺してしまつて、何らの軽減措置さえも講じない政府の片手落ち不均衡政策が、どうしても納得できないからであります。(拍手)

直接税の対象者は、その立場の相違によつてそれそれの不満はあらうとも、相対的に減税の対象になつていますが、所得税の課税水準にさへ達しない低所得者層以下の者は、減税の恩典には全く浴さないのみか、物価高騰からくる生活の重圧と不合理、不公平な税制改正を通じて、国民の所得格差とその矛盾はますます拡大されているのであります。(拍手)池田内閣から佐藤内閣に引き継がれた看板政策には、所得格差の是正ということがその中心になつていたのでなかつたのか。かかる矛盾拡大の政治が、佐藤内閣の一枚看板ともいふべき人間尊重の政治といえるのか。私は、この法律案審議を通して、佐藤総理と政府に対して強く反省を求めたものであります。(拍手)

次に、私の反対する第三の理由は、物品税それ自体の改正内容に非常な不合理があるからであります。それは、いみじくも、税制調査会の答申においても、今次改正の小型乗用車、カーフィルム、小型レコード、カラーテレビ受像機の四品目は、ここ三年來の暫定軽減措置をとつてきた目的がほぼ達成されているので、期限到来を待つてもとに返すべきだと指摘しているのであります。昨

年の物品税改正時におけるステレオ装置、自動車用クーラー、ルームクーラーと、今回の改正品目合わせて七品目は、百品目以上にも及ぶ他の物品税対象品目に比較すれば、高額所得者層を対象とした軽減措置であり、また企業利潤擁護の産業政策から出た対策であつて、大多数の勤労国民にはまだまだ遠い品物ばかりであります。(拍手)これらの物品にかかる軽減措置をとるのであれば、それ以前の政策配慮として、国民生活にもっともと密着している消耗品の性格としてのマッチであるとか、清涼飲料水、ジュース、化粧品やあるいはたばこ入れ、灰皿、掛け時計のごとき物品に税金をかけていること自体ナンセンスと目されるこれらの物品については、物品税を当然廃止すべきであります。(拍手)また、消費生活の多様化によつて普及しつつある電気、ガス、石油ストーブ、扇風機等こそ、昨年と今回の改正品目に先行して基本税率の軽減と廃止をこそ、物品税本來の目的に合致するものといわなければなりません。(拍手)

最後に、反対する第四の理由として、今次改正によつてこれら四品目に軽減措置をとらうとする政府のその理由がきわめて薄弱であるからであります。すなわち、政府は、その改正理由として、貿易の自由化と国際競争力の強化によりどこを求めておるのであります。このことについては、これまた先に触れた税制調査会の答申にも逆行するものであり、その改正を容認しなければならぬい積極的理由が全然ないのであります。たとえば、これら四品目について特別措置が講じられた昭和三十六年当時と三十九年の対比におけるこれら物品の価格と生産高の推移を見ても、あまりにも明瞭であります。価格はいずれも低下してあり

ますし、生産高においては、小型乗用車は二・三倍に、カーフィルムは二倍に、小型レコードは三倍、カラーテレビに至つては十九倍にも達しているものであります。このような実態から見ましても、貿易の自由化に名をかりてこれらの生産企業にのみ優遇措置をとることは、他の物品税との均衡を失ふことを含めて、その根拠はきわめて薄弱であり、不合理そのものであります。(拍手)

貿易自由化に対処する基本政策は、小手先細工ともいふべき物品税の手直しにあるのではなく、自由化をするのか、それともしないのか、するとすればいつからやれるのか、それ自体が中心になるべきであります。昨年通常国会における通産大臣の答弁では、自動車の自由化はおそくとも本年、四十年三月までには行なうと説明しているにもかかわらず、現内閣はいまだこれを実行してない。かかる優柔不断な態度に終始する現内閣に、はたして貿易の自由化を口にする資格があるかどうかさえ疑問を持つものであります。(拍手)

自民党政府の政策方針は、半ば思ひつきと、さか立ちしているうらみさえあるといわざるを得ないのであります。(拍手)

最後に、私は、あえて自動車税について付言いたしますと、物品税では軽減を行ない、片や、今国会に提案されている地方税法の一部改正では自動車税の引き上げを断行しようとしているのであります。その政策の基本をいづれに置いているのか、これまたはなはだ理解に苦しむところであります。

以上、指摘いたしましたように、今回の物品税改正の理由とその根拠は、全く薄弱、かつ不均衡と矛盾に満ちたものであり、労働者、農民大衆の立場に立つたが党としては断じて容認できません

ん。したがつて私は、政府に対し、すみやかに一般生活必需品の物品税を撤廃すべきであることを強く要求いたしまして、私の反対討論を終るものであります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(田中伊三次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(田中伊三次君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 田中 角榮君
厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君
 内閣法制局長官 高辻 正巳君
 厚生省公衆衛生局長 若松 栄一君
 農林政務次官 館林三喜男君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
 会計法の一部を改正する法律
 物品管理法の一部を改正する法律
 (常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

外務委員

西村 関一君 久保田 豊君

農林水産委員

栗林 三郎君 角屋堅次郎君

商工委員

村上 勇君 久保田 豊君

建設委員

稲村左近四郎君 三木 喜夫君

予算委員

高田 富之君 松原喜之次君

決算委員

松原喜之次君 高田 富之君

一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

伊東 正義君 谷川 和穂君
 濱田 幸雄君 春日 一幸君
 田中 六助君 竹内 黎一君
 橋本龍太郎君 鈴木 一君
 文教委員 鈴木 一君 春日 一幸君

農林水産委員

中山 榮一君 渡辺 栄一君

商工委員

田中 六助君 村上 勇君

建設委員

稲村左近四郎君 濱田 幸雄君

外務委員

久保田 豊君 西村 関一君

農林水産委員

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

商工委員

村上 勇君 久保田 豊君

建設委員

村上 勇君 稲村左近四郎君

予算委員

松原喜之次君 高田 富之君

決算委員

高田 富之君 松原喜之次君

一、昨日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

補欠を指名した。

大蔵委員 竹内 黎一君 橋本龍太郎君
 田中 六助君 鈴木 一君
 濱田 幸雄君 伊東 正義君
 谷川 和穂君 春日 一幸君
 文教委員 春日 一幸君 鈴木 一君

農林水産委員

渡辺 栄一君 中山 榮一君

商工委員

濱田 幸雄君 稲村左近四郎君

建設委員

村上 勇君 田中 六助君

外務委員

佐々木良作君 中村 時雄君

農林水産委員

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

商工委員

村上 勇君 久保田 豊君

建設委員

村上 勇君 稲村左近四郎君

予算委員

松原喜之次君 高田 富之君

決算委員

高田 富之君 松原喜之次君

一、去る九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

である。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
 地方住宅供給公社法案
 一、昨日、内閣から提出した議案は次の通りである。

(議案受領)

一、昨日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
 裁判所法の一部を改正する法律案
 海上運送法の一部を改正する法律案
 農業機械化促進法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨日、委員会に付託された条約は次の通りである。
 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めの件(条約第一号)

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次の通りである。
 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(中村高一君外八名提出、衆法第九号)

内閣委員会

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

地方行政委員会

付託
 地方行政委員会 付託

一、昨日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

昭和四十年三月十一日 衆議院會議録第十六号 朗読を省略した議長の報告

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)(予) 法務委員会 付託
農業機械化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予)

農林水産委員会 付託

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)(予) 商工委員会 付託
海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(予) 運輸委員会 付託

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(中村高一君外八名提出)

(議案通知)

一、去る九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

会計法の一部を改正する法律案

物品管理法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木一君提出わが国のエネルギー対策に関する質問に対する答弁書

わが国のエネルギー対策に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十年三月二日

提出者 鈴木 一

衆議院議長 船田 中殿

わが国のエネルギー対策に関する質問主意書

書

昭和三十八年十二月の産業構造審議会総合エネルギー部会の報告及び昭和三十九年八月の海外エネルギー調査の報告によれば、『政府においては、今後エネルギー供給の大宗をしめることとなる石油の低廉、かつ安定的な供給を確保することが、国の責務であることを認識し、わが国産油業と精製業の有機な連携を図り、国民経済の健全な発展に寄与すべし』とされ、さらに昭和三十九年十一月の総合エネルギー部会の中間報告では、

一 日本の石油企業は、生産、流通秩序等が混乱し、企業基盤が、弱体化している中で、民族系中小規模企業は収益の悪化、資金調達難などの悪循環に陥つてい、石油企業の共同販売体制の協同化、集約化を推進すべきである。

一 原油供給源はほとんどを中東にたよっているうえ、輸入量の大部分を国際石油資本におおいてるので、低廉かつ安定した供給確保の面からみれば、不安定な要素を含んでいる。

一 しかも、日本の石油需要は急速に増大してゆく見通しであり、長期的展望のもとに、原油供給源を分散化し、国際石油資本に対しても、価格形成上の自主性を獲得する必要がある。

一 原油供給源の分散化の方策として、海外油田の開発を積極的に進めるべきである。

一 国内においては、天然ガスの供給が、需給に追いつかず、大幅な供給不足となつてい、政府のテコ入れのもとで、大規模な探鉱を行なうべきである。

と答申されているが、これらについての今後の通産省としての具体的なエネルギー政策を伺いた

い。

右質問する。

昭和四十年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員鈴木一君提出わが国のエネルギー対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員鈴木一君提出わが国のエネルギー対策に関する質問に対する答弁書

通商産業省は昭和三十八年十二月の産業構造調査会総合エネルギー部会報告、昭和三十九年八月の海外エネルギー事情調査団の中間報告および昭和三十九年十一月の産業構造審議会総合エネルギー部会の中間報告等の示唆に基づき、エネルギーの低廉かつ安定的な供給の確保を図るため、その大宗をしめる石油につき、当面次のような具体的な施策を講ずる方針である。

一 民族系中小規模石油企業の技術的な体質改善を図り、生産流通秩序の維持回復と合理化を行なうため、これらの企業の販売面の共同化を推進するよう指導することとし、これらの企業により設立される石油共同販売株(仮称)に対し

て日本開発銀行から所要設備資金の一部を融資する予定である。(昭和四十年度四十億円を財政投融資計画に計上)

二、三 石油の需要が急速に増大してきてい、態に対処して、原油供給の安定性と低廉性を確保するため、海外における原油の探鉱開発を積

極的に推進してゆく考えである。
このため、石油資源開発(株)に対する海外探鉱事業のための資金の投入を一層拡充してゆくこととした。

昭和三十九年度には同社に対して海外原油の探鉱事業資金として二億円の政府出資を行なっており、昭和四十年年度においても、さらに七億円の政府出資を予定している。

これにより、同社としては昭和四十年年度には海外において約十二億五千万円の事業規模が確保されることとなる。

なお、同社の海外事業の増大等の事態にかんがみ、同社の業務の円滑かつ適正な遂行を図るため、石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を今国会に提出中である。

四 天然ガスの需給がきわめてひつ迫している現状を早急に打開するため、天然ガス鉱業関係の施策については積極的な姿勢でとり組む考えであり、昭和四十年年度においては関係予算の画期的な増額を図ることとした。

すなわち、天然ガス探鉱補助金については、昭和三十九年度の一億円に対し、昭和四十年年度にはその四倍に当たる四億円を計上し、とくに投資額もかきみ危険率の高い深層の探鉱を重点的に助成して新しい集ガス構造の発見を強力に促進する考えである。また、民間企業が行なえない基礎的な探鉱についても、従来から国が行なっている天然ガス埋蔵量の基礎調査事業を一層拡充強化することとし、そのための経費として、昭和四十年年度予算では二億八千五百万円を計上している。

五 すでに具体化した施策は前述のとおりであるが、今後さらに総合エネルギー政策の観点か

ら、石油政策の検討をも進める予定であり、このため、来年度以降通商産業省に総合エネルギー調査会を設置することを規定した総合エネルギー調査会設置法案を今国会に提出して、右答弁する。

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、漁港のうち、主として沿岸漁業の根拠地である第一種漁港または第二種漁港の整備を促進する等のため、これらの漁港であつて、次の要件に該当するものは、国の補助割合を、昭和四十年から当分の間、従来の百分の四十から百分の五十に引き上げようとするものである。

- 1 漁港の整備計画に基づいて行なう事業であつて、漁港施設のうち基本施設であること。
- 2 沿岸漁業の構造改善事業が行なわれている都府県の区域内の漁港であること。
- 3 沿岸漁業の構造改善に資すると認められる事業であること。

二 議案の可決理由

沿岸漁業の根拠地である漁港の整備を促進するとともに、沿岸漁業の構造改善に資するための措置として適切なものと認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年一般会計予算に農林省所管として、漁港施設費のうち漁港修築費補助四十億三千四百四十万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年三月九日

農林水産委員長 濱地 文平
衆議院議長 船田 中殿

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分行なわれていない特定地域の森林を急速かつ計画的に開発するため、森林開発公団が新たにこれら特定地域内の林道網の主要部分となるべき林道の開設改良等の事業を行なうことができることとし、あわせて同公団の監事の権限に関する規定の整備、事業範囲の拡大に伴い地方公共団体の同公団への寄附金等の禁止を主な内容として所要の改正を行なうとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、奥地未開発林を急速かつ計画的に開発し、あわせて地域産業振興のため妥当な措置とみとめ、多数をもつて原案どおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年一般会計予算に、農林漁業用揮発油税財源の身替り事業として、特定森林地域の林道を開設するための事業費の一部を森林開発公団に補助するため必要な経費として四億円が計上され、また、昭和四十年財政投融资資金計画に資金運用部から森林開発公団に対する投融资額として二億円が予定されている。

右報告する。

昭和四十年三月十日

農林水産委員長 濱地 文平
衆議院議長 船田 中殿

森林開発公団法の一部を改正する法律案に関する附帯決議

政府は、林業基本法制定の主旨に即し、すみやかに関連法の整備をはかる必要があるが、とくに、林業生産の基盤としてきわめて重要な施設である林道網の整備拡充に関する法制上、財政上必要な措置を講ずるとともに、本法施行にあたり左記事項を検討し、その実現を期すべきである。

記

- 一、公団林道の採択基準を明らかにするとともに、開設に必要な財源については、将来農林漁業用揮発油税の免税身替り財源に拘泥することなく措置すること。
- 二、公団林道の維持管理に要する費用については、有料道路として森林開発公団が徴収する方式によらず、地方公共団体等を中心に運営管理する方法によること。
- 三、公団業務範囲の拡大に即し、その機能の充実と職員労働条件の改善をはかること。
- 四、林業労働力を確保するため、雇用の安定、労働条件の向上等について必要な措置を講ずること。

右決議する。

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本年三月末で暫定軽減税率の適用期限が到来する小型乗用自動車等四物品について、その生産及び取引の実情にかんがみ、さらに二年間次の軽減税率による経過措置を講ずることとしている。

(一) 小型乗用自動車(現行軽減税率一五%)

四十年四月一日から四十一年三月三十一日まで 一六%

四十一年四月一日から四十二年三月三十一日まで 一八%

(二) カラーフィルム、小型レコード及びカラーテレビジョン受像機(いずれも現行軽減税率一〇%)

四十年四月一日から四十一年三月三十一日まで 一三%

四十一年四月一日から四十二年三月三十一日まで 一六%

また、取引の実情並びに徴税上の便宜等から、手持品課税についての課税最低限を引き上げることとしている。

なお、この改正により昭和四十年において約二十五億円、昭和四十一年度において約三十四億円の増収が見込まれている。

二 議案の可決理由

当該物品に対する物品税負担の急激な変化を緩和する措置を講ずることは、国際競争力の強化の見地から適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十年三月十日

大蔵委員長 吉田 重延
衆議院議長 船田 中殿

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

(1) 相続人の取得する生命保険金の非課税限度を百万円(現行五十万円)に引き上げるとともに、損害保険契約に基づく死亡保険金を生命保険金に準じて取り扱うこととする。

(2) 贈与税の申告書の提出期限(現行二月末日)を所得税の確定申告書の提出期限(三月十五日)まで延長する。

(3) その他最近における年金制度等の実態にかえりみ、これらに関する相続財産の範囲及び評価方法を定めるとともに、死亡保険金の支払調書の提出について所要の規定を整備する。

なお、本改正による減収額は、初年度一億八千四百万円、平年度四億六千万円である。

二 議案の可決理由

最近における保険の普及状況等にかんがみ、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を引き上げるとともに、贈与税の申告書の提出期限を所得税の確定申告書の提出期限まで延長する等の措置を講ずることは、時宜に適した適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十年三月十日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 船田 中殿

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(七)